

豊見城市立小中学校

保護者の皆様

豊見城市教育委員会

教育長 照屋 堅二

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止へのご協力について（依頼）

時下、日頃より本市の感染症対策へのご理解とご協力に感謝いたします。

さて、1 月 19 日（火）に県は、独自の緊急事態宣言を発出しました。県内の医療提供体制が逼迫しており、この危機を乗り越えるために県の「警戒レベルを 4」に引き上げ県民の行動変容を求めています。学校については、学習機会を保障する観点から、感染拡大防止策を徹底しながら【教育活動を継続する】ことになりました。本市としましては国や県の通知を基に学校の感染症対策の徹底と各家庭での健康観察の協力依頼をしたいと存じます。

つきましては、各市町村、各市町村教育委員会で具体的な対応を判断することになっておりますので、以下のように通知いたします。ご理解とご協力をよろしくお願い致します。

記

1 県独自の「緊急事態宣言の発令」後の各学校の対応について

- ① 上記、県の宣言にもあるとおり、教育活動を継続していきます。
- ② 各学校においても感染症対策がしっかりとなされていることや子供たちの給食の確保、学びの保障の観点から本市としましては、分散登校は行わず、通常登校を予定しています。
- ③ 国の通知文（令和 3 年 1 月 5 日付け、2 文科初第 1445 号）により地域一斉の臨時休業については、子どもの健やかな学びや心身への影響から避けることが適切であり、保健所の指示に従いながら対応を行います。（感染の当事者、濃厚接触者、学級、学年、という様な段階的に対応）
- ④ 校長会等で学校の状況を把握し、情報の共有を行いながら適宜対応をしていきます。

原則、本市ガイドラインを参照。変更点など詳細については学校への通知と HP に掲載していきます。

2 いじめ・誹謗中傷の防止について

- ・感染者や濃厚接触者等に対する不当な差別や偏見、いじめ、SNS での心ない書き込みなどは、決して許されません。人権侵害につながることはないよう、公的機関の発信する正確な情報に基づいた、冷静な行動をお願いします。

3 その他

- ・朝の検温の確実な実施と学校への検温シートの提出など、継続してお子様の健康を観察し、発熱等の風邪症状がみられる場合は、学校へ連絡を入れ、保健所や医療機関へ相談してください。
- ・その他にも、お子様や同居のご家族が普段の状態とは異なり、体調不良等を感じる場合にも、登校について、学校、教育委員会へ早めにご相談ください。
- ・新型コロナウイルス感染症への感染リスクにより、登校不安がある場合も学校へご相談ください。

【本件の担当】

豊見城市教育委員会 学校教育課 TEL : 850-0035 FAX : 850-1860
--